

〔沿革〕 平成 16 年 2 月 例規（執）第 7 号 平成 19 年 10 月 例規（執）第 83 号
平成 21 年 5 月 例規（警）第 23 号 平成 21 年 9 月 例規（執）第 37 号
平成 26 年 6 月 例規（執）第 65 号

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定し、平成 8 年 10 月 1 日から実施することとしたので誤りのないようにされたい。

なお、従前の運転免許の行政処分事務処理要領の制定について（昭和 57 年 例規（免許）第 14 号）は廃止し、この要領の実施前にした制定前の要領に関する事務は、制定後の要領の規定に基づいて実施したものとみなす。

別添

運転免許の行政処分事務処理要領

第 1 総則

1 目的

この要領は、運転免許の行政処分事務について必要な事務処理要領を定め、その事務の適正かつ効果的な運用を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この要領に定める用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「違反行為」とは、一般違反行為及び特定違反行為をいう。
- (2) 「一般違反行為」とは、自動車又は原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転に関し、道路交通法（昭和 35 年 法律第 105 号。以下「法」という。）若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反する行為で、道路交通法施行令（昭和 35 年 政令第 270 号。以下「令」という。）別表第 2 の 1 の表の上欄に掲げる行為をいう。
- (3) 「特定違反行為」とは、令別表第 2 の 2 の表の上欄に掲げる行為をいう。
- (4) 「人身事故等」とは、交通事故によるもののうち人身事故及び建造物損壊事故をいう。
- (5) 「違反報告書」とは、違反行為に係る取締り原票（別記様式第 1 号）、人身・物件事故用行政処分原票（別記様式第 2 号）、現認報告書、その他の報告書類で行政処分に関するものをいう。
- (6) 「違反等登録」とは、警察庁情報処理センター（以下「情報処理センター」という。）の警察情報管理システムに対する違反登録及び事故登録をいう。
- (7) 「違反等登録票」とは、取締り原票の違反登録票欄及び人身・物件事故用行政処分原票をいう。
- (8) 「行政処分書」とは、違反報告書、違反等登録票、その他行政処分手続に関する調査書類をいう。
- (9) 「点数通報書」とは、情報処理センターの警察情報管理システムからの処分通報（回答）が印字されている用紙をいう。
- (10) 「行政処分」とは、運転免許（以下「免許」という。）の拒否（事後取消し）、保留（事後停止）、取消し若しくは効力の停止又は自動車等の運転の禁止の処分をいう。
- (11) 「免許の停止等」とは、免許の効力の停止若しくは保留（事後停止）又は自動車等の運転の禁止の処分をいう。
- (12) 「暫定停止」とは、法第 104 条の 2 の 3 第 1 項に規定する臨時適性検査の実施に伴う免許の効力停止をいう。
- (13) 「違反者講習」とは、法第 108 条の 2 第 1 項第 13 号に掲げる講習をいう。
- (14) 「処分移送通知書」とは、法第 103 条第 3 項（法第 107 条の 5 第 9 項において準用す

る場合を含む。)又は法第104条の2の2第3項の処分移送通知書をいう。

- (15) 「違反者講習該当事案の移送」とは、違反者講習該当行為時における運転者の住所地が、他の都道府県であった場合において、当該都道府県に対して行う違反者講習該当事案の移送をいう。
- (16) 「処分事案の移送」とは、処分事由発生時における運転者の住所地が、他の都道府県であった場合において、当該都道府県に対して行う処分該当事案の移送をいう。
- (17) 「処分執行依頼」とは、処分時における被処分者の住所地が他の都道府県の管轄区域内にある場合において、処分した公安委員会が、その者に対する処分書(道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。)別記様式第19の3の3、別記様式第19の3の4又は別記様式第22の6)又は処分通知書(規則別記様式第13の3又は別記様式第13の4)(以下「処分書等」という。)の交付をその者の住所地都道府県公安委員会に依頼して行うことをいう。
- (18) 「処分をした旨の通知」とは、法第90条第11項、第103条第9項(法第107条の5第9項において準用する場合を含む。)又は法第104条の2の2第7項の規定により、処分をした公安委員会から被処分者の住所地を管轄する公安委員会に対して行う処分をした旨の通知をいう。
- (19) 「警察署等」とは、警察署、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び交通事件を管轄する所属をいう。
- (20) 「署長等」とは、警察署等の長をいう。
- (21) 「行政処分担当課」とは、千葉県警察の組織に関する規則(平成6年公安委員会規則第15号)第35条第2項に定める交通部運転免許本部執行課(以下「執行課」という。)及び同流山運転免許センター(以下「流山センター」という。)をいう。
- (22) 「行政処分担当課長」とは、執行課及び流山センターの長をいう。
- (23) 「取締り警察官」とは、交通違反の取締り、交通事故の現場捜査及び交通事故を起こした運転者等の取調べに従事する警察官をいう。
- (24) 「欠格容疑者等」とは、法第90条第1項第1号、第1号の2及び第2号並びに第103条第1項第1号から第3号に該当する疑いのある運転者をいう。
- (25) 「危険性帯有者」とは、法第103条第1項第8号に該当する運転者をいう。
- (26) 「処分手配者」とは、所在不明、不出頭などの理由により処分手配登録をされた行政処分未執行者をいう。

3 処分等の迅速性、的確性の確保

- (1) 点数制度による行政処分は、情報処理センターに登録された違反等登録並びに処分及び処分短縮の登録に基づいて行われるものであるから、これらの登録は迅速、的確に行うものとする。
- (2) 行政処分は、運転不適格者を迅速、的確に排除することによって交通の安全を図ることを目的とするものであるから、行政処分を必要と認める事由が生じたときは、その事由の発覚の時点における明らかな事実に基づき速やかに処分を行い、もって将来における道路交通上の危険を防止し、併せて被処分者についても、危険性の早期改善を図られるようにするものとする。

4 執行課及び流山センターが行う行政処分対象者の区分

- (1) 執行課が行う行政処分対象者
次(2)に掲げる以外の者
- (2) 流山センターが行う行政処分対象者(以下「流山センター対象事案」という。)
 - ア 90日未満の免許の効力の停止、暫定停止及び国際運転免許証等に係る自動車等の運転の禁止に関する対象者のうち、鎌ヶ谷、松戸、松戸東、野田、柏、流山、我孫子及び印西署管内に住所を有する者
 - イ 流山センターで法第89条第1項に定める運転免許試験に合格した者のうち保留処分に該当する者

第2 点数制度による処分

1 違反等登録票の点検

(1) 違反行為の報告

ア 取締り警察官は、点数評価の対象となる違反を検挙又は告知したときは、速やかに違反報告書を作成して、署長等に報告しなければならない。この場合において、当該違反行為が交通事故を伴うものであり、かつ、当該交通事故の調査になお相当の時間を要するときは、当該事故登録に必要な事項のみを即報するものとする。

イ 取締り警察官は、点数制度による行政処分が取締り警察官の作成した違反報告書に基づいて行われるものであることを銘記し、違反行為の事実認定を適正に行い、かつ、違反報告書の記載を正確に行うものとする。

ウ 取締り警察官は、違反行為が次に該当すると認められる場合は、違反報告書の所要欄又は欄外にその旨及びその意見を付記するものとする。

(ア) 否認事案

(イ) 事案当事者で争いとなっているもの

(ウ) 事案が複雑で不注意の程度（危険度）の記載が困難と認められるもの

(エ) 作成した違反報告書に係る人身事故等が次記2(2)の登録除外事由に該当すると認められるもの

(2) 署長等の措置

ア 登録票の作成

(ア) 署長等は、違反報告書に係る事案のうち、送致又は通告不相当と認めた事案及び違反者死亡の事案以外の事案については、違反等登録票を作成するものとする。

(イ) 署長等は、交通関係の事務の処理に従事する警察職員の中から、登録票作成責任者を指定するものとする。

イ 登録票の点検

(ア) 署長等は、警部補以上の幹部の中から違反等登録審査責任者（以下「審査責任者」という。）を指定するものとする。

(イ) 審査責任者は、違反報告書の所要欄に、違反等登録票の記載に必要な事項が正確かつ明瞭に記載されているかどうかを点検し、所要の整備をするものとする。

(ウ) 審査責任者は、審査に係る事案が人身事故等に係るものであるときは、違反報告書に記載されている違反行為の種別、交通事故の種別及び交通事故を起こした者の不注意の程度について、記載内容の不備又は事実の認定に誤りがないかを審査するものとする。

(エ) 審査責任者は、審査の結果当該審査に係る事案が次記2(2)の登録除外事由に該当すると認めたときは、違反報告書の所要欄にその意見を付記するものとする。

ウ 行政処分書の送付

(ア) 行政処分書は、次の送付区分により一括して執行課に送付するものとする。

a 取締り原票送付書（別記様式第3号）により送付するもの

千葉県警察交通切符等管理システム（千葉県警察交通切符等管理システムの運用要領の制定について（平成16年例規（交指・執・情管）第5号）に定めるシステムをいう。以下「交通切符等管理システム」という。）で管理している交通切符、交通反則切符及び点数切符

b 千葉県警察交通情報管理システム（千葉県警察交通情報管理システム運用要領の制定について（平成12年例規（交企・交指・交規・執行・情管）第52号）に定めるシステムをいう。以下「交通情報管理システム」という。）によりデータを送信するもの

人身・物件事故用行政処分原票及び関係書類（診断書、酒酔い・酒気帯び鑑識カード及び濃度表（以下「診断書等」という。））

c 人身事故票送付書（別記様式第4号）により送付するもの

人身・物件事故用行政処分関係書類（診断書等を除く。）及び交通切符等管理システムで管理していない取締り原票等

(イ) 暴走行為等に係る違反等登録票の送付については、暴走行為等の認定及び行政処分事務処理要領の制定について（昭和56年例規（免許・交指）第31号）の定める

ところによる。

- (ウ) 人身事故等及び6点以上の点数が付されることとされている違反行為に係る行政処分書を送付するときは、違反報告書の所要欄に処分量定上の参考意見を付し、事実の証明に必要な調査書類等を送付するものとする。この場合において、違反等登録票の報告期限までに関係記録を作成することができない場合は、人身事故原票等の関係書類追送（記載事項変更通知）書（別記様式第5号）により追送するものとする。
- (エ) 人身事故等で過失が競合し、違反者が2名以上ある場合における事実の証明に必要な関係書類の送付は、違反者の数に応じた部数とする。

エ 行政処分書の送付期限

(ア) 仮停止（法第103条の2に基づく処分）事案

- a 仮停止をした署長は、直ちに弁明を録取する警察官を指名し、仮停止・仮免許取消し事案発生即報（別記様式第6号）により交通部運転免許本部執行課長（以下「執行課長」という。）に当該事案の事故登録に必要な事項及び弁明を録取する警察職員の氏名等を電話報告すること。
- b 前aの即報を受理した執行課長は、仮停止を受けた者の氏名、生年月日、性別及び運転免許証番号を確認し、人身・物件事故用行政処分原票を作成し、これによって直ちに事故登録を行うこと。
- c 前記aの即報を受理した場合において、当該事案について法第103条第1項、第2項若しくは第4項又は第107条の5第1項若しくは第2項に規定する処分（以下「本処分」という。）を行う公安委員会が他の都道府県公安委員会であるときは、直ちに移送先の都道府県警察に対し、仮停止を受けた者の氏名、生年月日、性別及び免許証番号を電話即報すること。
- d 署長等は、前記aの電話即報をした後において、速やかに当該事案の本処分を行う公安委員会に対し、行政処分関係書類を送付すること。

(イ) 三者即日処理の日に処分書の交付をする事案

法第109条第1項の免許証保管の有効期間を勘案し三者即日処理の出頭日を定め、それとの見合いにおいて、その処理の日に処分書の交付を行うために必要な違反等登録の日を定め、その期日までに行政処分書が送付されるようにすること。

(ウ) 人身事故等に係る事案（仮停止事案を除く。）

- a 当該事故の取調べの際、準仮停止（運転免許の効力の準仮停止実施要領の制定について（昭和59年例規（免許）第1号）に基づく処分）事案に該当し、意見の聴取通知をした事案については、前(ア)の仮停止事案の例に準じた方法で行うこと。
- b 前a以外の事案については、事故発生のときから遅くとも7日以内に人身・物件事故用行政処分原票及び事案の事実を証明するために必要な関係書類を添付し送付すること。この場合において、事案の事実を証明するために必要な関係書類が未作成で添付できないときは、1か月以内に追送すること。ただし、診断書については、原則として7日以内に送付するものとする。

(エ) 前(ア)から(ウ)までに掲げる事案以外の事案

交通切符又は交通反則切符等の違反に係る行政処分書については、検挙の日から5日以内に送付するものとする。

オ 行政処分書の決裁等

- (ア) 行政処分書の執行課への送付に関する事務は、審査責任者に専決させるものとする。
- (イ) 審査責任者は、審査責任を明らかにするため、違反行為に係る交通事故事件等下命・処理確認簿等に登録した事件のうち行政処分書を作成しなかったものについては、当該交通事故事件等下命・処理確認簿等の余白にその理由を明記しておくこと。
- (ウ) 署長等は、前(イ)の交通事故事件等下命・処理確認簿等の記載及び違反等登録

の原資料となった事件の送致記録並びに交通情報管理システムによって、行政処分書の作成及び送付が適正に行われているかどうかについて指導、監督し、違反発見報告のあった事案について不適正な処理が行われることのないように配慮するものとする。

(エ) 署長等は、行政処分書を送付した事案について、登録内容の変更又は登録を不適当とする事情が生じたときは、速やかにその旨を執行課長に連絡するものとする。

(3) 執行課長の措置

ア 署長等から送付された行政処分書には、その受理の日又はその翌日(休日の場合は、その翌日)までの間において、所要のコード記載を行うものとする。

イ 執行課長は、その課の幹部職員の中から行政処分点検責任者を指定し、その者において行政処分書の点検及びそれに基づく警察署等及びその課の登録票作成責任者の指導、教養が行われるようにするものとする。

2 違反等登録

(1) 登録審査

執行課において違反等登録の審査を行う者(執行課長が指定した行政処分事務を担当する警部補以上の階級にある警察官。以下「違反等登録審査官」という。)は、署長等から送付された行政処分書に係る交通違反又は交通事故が、違反等登録の対象になるか否かを審査し、当該交通違反又は交通事故が、点数評価の対象となるものであるときは、交通違反又は交通事故の事実認定が適正に行われており、かつ、事実の証明が十分であるか否かについて審査するものとする。

この場合において、交通事故を起こした者の不注意の程度の認定は、別表第1の交通事故の不注意の程度の認定基準の「重い」「軽い」の区分によって行うものとする。

(2) 登録除外

違反等登録審査官は、行政処分書に係る事案について違反事実の不存在又は事実誤認があると認め認めるときなどは、当該事案を違反等登録から除外し、また、交通事故に係る事案について別表第2の交通事故に関する登録除外事由に該当する事由があると認めるときは、当該事案を事故登録の対象から除外するものとする。

(3) 違反等登録の迅速処理

登録審査は、行政処分書の点検の終了をまって直ちに行い、審査のために違反等登録に遅延をきたすことがないようにするものとする。この場合において、違反報告書の記載内容に不備があり、補充調査を必要と認める事案があるときは、明らかに登録除外を相当と認めた場合を除き違反等登録をし、当該事案について処分が行われるまでの間に所要の措置を講ずるものとする。

(4) 登録除外の特例

他の都道府県公安委員会から移送を受けた事案について、処分量定の際に登録の変更又は除外を要すべき事由を発見したときは、その理由を明らかにして、当該事案を発生地都道府県に差し戻し、発生地都道府県警察において登録の変更及び抹消を行うものとする。

(5) 流山センター対象事案の送付

執行課長は、違反等登録をした後、情報処理センターから点数通報書により処分通報(回答)があったもののうち、流山センター対象事案に該当するものについては、行政処分該当事案送付(返送)書(別記様式第7号)により行政処分書を流山センター長に送付するものとする。

(6) 違反等登録の決裁

ア 違反等登録は、登録除外に関するものを除き、違反等登録審査官に専決させるものとする。

イ 登録審査官は、前アによって専決した事務の取扱い状況を別記様式第44号の違反等登録日報によって報告するものとする。

ウ 前記(2)の登録除外に関する事務の決裁は、違反等登録審査官において、当該登録除外を必要と認めた理由を違反報告書の所要欄に付記したうえで、個々の事案につい

て決裁を受けるものとする。

3 行政処分担当課長が行う処分量定

(1) 処分量定の方法

ア 免許の拒否、保留

(ア) 新規免許の申請者に係る処分量定は、点数通報書記載の違反歴等が当該免許申請者のものであるかどうかを確かめ、その後、計算したその者の免許の停止等の回数、累積点数、免許取消歴等に基づいて行うものとする。この場合において、通報に係る違反歴等が同一人のものであるかどうかの確認は、点数通報書に記載されている違反運転者の本籍及び住所等の異同によって識別するものとする。

(イ) 併記免許の申請者に係る処分量定は、処分通報又は処分手配通報がなされている場合には現に受けている免許の処分を行った公安委員会の処分決定に従って、それと同一の処分量定をするものとする。

イ 免許の取消し、停止

点数通報書に記載されている処分基準該当点数及びその点数に達することとなった違反行為に係る違反報告書に基づいて処分量定を行うものとする。

ウ 自動車等の運転の禁止

国際運転免許証又は外国運転免許証（以下「国際運転免許証等」という。）を所持する違反運転者に係る処分量定は、違反等登録の際に違反照会を行い、その回答に係る違反行為が現に行った違反等登録に係るもののみであるときは、当該違反行為について点数計算をし、当該違反等登録に係る違反行為のほかに違反歴又は処分の通報があったときは、国籍、住所等によって、当該違反歴等が同一人の者であるかどうかを確かめた後に、免許の停止等の回数及び累積点数を計算し、その計算した内容、免許取消歴等に応じて次の措置を取るものとする。

(ア) 処分基準点数に該当するとき

a 被処分者が県内居住者であるときは、処分基準該当点数及び当該処分点数に達することとなった違反行為に係る行政処分書に基づいて処分量定をする。

b 被処分者が県外居住者であるときは、当該事案を被処分者の居住地都道府県に移送する。

(イ) 処分基準点数に該当しないとき

点数通報書を破棄して、当該違反行為に係る行政処分書を保存するものとする。

(2) 処分量定上の留意事項

ア 処分基準点数に達することとなった違反行為が交通事故であるときは、次の点に留意して処分量定を行うものとする。

(ア) 当該事故登録の後において点数評価に関する事項に変更を要すべき新たな事情が生じていないかを調べ、その事情があるときは処分量定をする者において点数計算をやり直し、その結果に基づいて処分量定をすること。

(イ) 当該交通事故が別表第1の交通事故の不注意の程度の認定基準の区分略号の項中「軽い」の欄に該当するときは、さらに、同欄の大、小の欄について、その程度を認定し、「小」に該当すると認めた事案については、その内容が処分軽減を相当とするものであるかを審査すること。

イ 処分基準該当点数に達することとなった事案以外の違反報告書の審査は省略することができる。ただし、処分基準該当点数に達することとなった事案以外の違反報告書が交通事故に係るものである場合は、当該違反行為が処分軽減を相当とするものであるかを審査するものとする。

ウ 処分量定の決裁

処分量定に関する事務の決裁は、事故の内容が定型的なものについては一括決裁を受け、重要又は特異なものについては、個別に決裁を受けるものとする。

(3) 流山センター長から執行課長への返送

流山センター長は、処分量定の結果又はその他の事由により流山センター対象事案ではないと判断したものについて、行政処分該当事案送付（返送）書により、行政処分書

を執行課長に返送するものとする。

4 処分の移送等

(1) 処分移送通知書に関する事務

ア 処分移送通知書の送付は、当該処分移送に係る事案の事実の証明に必要な関係書類を添付して行うものとする。添付すべき資料は、次に掲げる資料等の一部又は全部とし、必要に応じて他の資料を加えるものとする。

(ア) 交通違反の場合

- a 点数通報書及び行政処分書
- b 酒酔い、酒気帯び鑑識カードの写し又は速度測定記録の写し
- c その他違反事実の証明に必要な資料

(イ) 交通事故の場合

- a 点数通報書及び行政処分書
- b 実況見分調書の写し
- c 供述調書（被疑者、被害者、参考人）の写し
- d 酒酔い、酒気帯び鑑識カードの写し
- e その他違反事実の証明に必要な資料

イ 処分移送通知書に添付する関係書類等は、事前にその内容を審査し、所要の整備をしたものを送付するものとする。

(2) 処分事案又は違反者講習該当事案の移送

ア 処分事案の移送は、行政処分関係書類の送付について（別記様式第8号）によって行うものとする。

イ 違反者講習該当事案の移送は、違反者講習関係書類の送付について（別記様式第9号）によって行うものとする。

ウ 前(1)のア及びイは、処分事案又は違反者講習該当事案の移送について準用するものとする。

エ 仮停止をした事案に係る行政処分関係書類は、仮停止をした署長等において直送するものとする。

(3) 処分をした旨の通知及び処分執行依頼

ア 処分をした旨の通知及びその通知の際の処分執行依頼は、次により行うものとする。

(ア) 処分をした旨の通知の方法は、処分通知書（別記様式第10号。以下「通知書」という。）を送付して行う。

(イ) 通知書を送付する際に併せて処分執行依頼をするときは、被処分者に交付する処分書及び当該処分に係る行政処分書（処分（短縮）登録票の資料区分、処分登録公安委員会コード、処分年月日及び処分短縮に関するコード以外のコードを記載したもの。）の写しを添付して行うこと。

イ 処分執行依頼を受けた都道府県警察の措置

被処分者に対し処分書等を交付するときは、当該処分書等の交付をした者において、処分書等に次の事項を記載して行うものとする。

処分書等本文の処分期間の始期及び終期並びに処分書等の交付（通知）年月日

(4) 違反者講習該当事案の送付等

ア 違反者講習事案の免許課長への送付

執行課長は、違反者講習に該当することとなった行政処分関係書類を違反者講習対象事案送付書（別記様式第11号）により免許課長に送付するものとする。

イ 違反者講習不受講事案の執行課長への返送

免許課長は、違反者講習対象者が法第102条の2に定める期間内に違反者講習を受講しなかった場合、行政処分関係書類を違反者講習不受講者送付書（別記様式第12号）により執行課長に返送するものとする。

5 通知等に係わる事務

(1) 聴聞（法第104条の2第1項に規定する聴聞）に係わる通知等

ア 聴聞の通知は、直接若しくは郵送等により聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則

(平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞規則」という。)に定める聴聞通知書を聴聞を受ける者に交付して行うものとする。

イ 聴聞は、聴聞規則の定める手続きによるものとし、その手続きに係る書面は、同規則に定めるもののほか、次のとおりとする。

(ア) 聴聞規則第5条第2項に規定する書面

参加人許可通知書(別記様式第13号)

(イ) 聴聞規則第6条第2項に規定する書面

補佐人出頭許可通知書(別記様式第14号)

(ウ) 聴聞規則第7条第3項に規定する書面

参考人出頭許可通知書(別記様式第15号)

(エ) 聴聞規則第10条第2項に規定する書面

文書閲覧許可通知書(別記様式第16号)

(オ) 聴聞規則第19条第2項に規定する書面

聴聞調書等閲覧許可通知書(別記様式第17号)

(2) 意見の聴取(法第104条第1項(法第104条の2の2第6項において準用する場合を含む。))に規定する意見の聴取に係わる通知等

ア 意見の聴取の通知は、直接若しくは郵送等により意見の聴取通知書を意見の聴取を受ける者に交付して行うものとする。

イ 意見の聴取は、道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第27号。以下「意見の聴取規則」という。)の定める手続きによるものとし、その手続きに係る書面は、次のとおりとする。

(ア) 意見の聴取規則第5条第1項に規定する書面

代理人資格証明書(別記様式第18号)

(イ) 意見の聴取規則第5条第2項に規定する書面

代理人資格喪失届出書(別記様式第19号)

(ウ) 意見の聴取規則第6条第1項に規定する書面

補佐人出頭許可申請書(別記様式第20号)

(エ) 意見の聴取規則第6条第3項に規定する書面

補佐人出頭許可通知書(別記様式第21号)

(オ) 意見の聴取規則第7条に規定する書面

意見の聴取通知書(別記様式第22号又は別記様式第22号の2又は別記様式第22号の3)

(カ) 意見の聴取規則第8条第2項に規定する書面

意見の聴取期日・場所変更申出書(別記様式第23号)

(キ) 意見の聴取規則第8条第3項に規定する書面

意見の聴取期日・場所変更通知書(別記様式第24号)

(ク) 意見の聴取規則第12条第1項に規定する書面

意見の聴取調書(別記様式第25号)

(ケ) 意見の聴取規則第13条第1項に規定する書面

意見の聴取報告書(別記様式第26号)

(3) 弁明の機会の付与に係わる通知等

ア 行政手続法(平成5年法律第88号)に基づく弁明の機会の付与は、聴聞規則の定める手続によるものとする。

イ 法に基づく弁明の機会の付与は、意見の聴取規則の定める手続によるものとし、その手続に係る書面は、次のとおりとする。

(ア) 弁明の日時、場所及び当該処分をしようとする理由を通知する書面

弁明通知書(別記様式第27号又は別記様式第27号の2)

(イ) 暫定停止を執行した者に対して弁明の機会を与えることを通知する書面

弁明通知書(別記様式第27号の3)

(ウ) 意見の聴取規則第15条第1項に規定する書面

弁明調書（別記様式第28号）

（エ） 意見の聴取規則第17条第1項に規定する書面

前（2）イ（ア）に規定する代理人資格証明書及び同（イ）に規定する代理人資格喪失届出書

（オ） 意見の聴取規則第17条第2項に規定する書面

前（2）イ（ウ）に規定する補佐人出頭許可申請書、同（エ）に規定する補佐人出頭許可通知書、弁明の日時・場所変更申出書（別記様式第29号）及び弁明の日時・場所変更通知書（別記様式第30号）

ウ 弁明の機会の付与の通知は、直接若しくは郵送等により行うものとする。

（4） 点数制度による90日未満の行政処分に係る通知

点数制度による90日未満の免許の停止等を行うときは、行政処分通知書（短・中期）（別記様式第31号）により通知するものとする。

6 処分の執行

（1） 処分執行に関する事務

ア 行政処分の執行に関する事務は、原則として行政処分担当課長が行うものとする。ただし、次に掲げる場合については、被処分者の住所地を管轄する署長がこれを行うものとする。

（ア） 取消し処分及び90日以上停止処分のうち、正当な理由がなく聴聞及び意見の聴取期日に出頭しなかった者に係る処分執行事務

（イ） 60日以上免許の停止等に係る免許証の保管、返還事務

（ウ） その他当該署長が行うことが適当と認められる事務

イ 前アただし書の規定に係る関係書類の送付は、運転免許行政処分通報書（執行指示名簿）（別記様式第32号）により送付するものとする。

（2） 執行の迅速化

行政処分の決定通知を受けた行政処分担当課長並びに運転免許取消し・停止処分執行指示書（別記様式第33号）及び運転免許停止処分執行指示書（別記様式第34号）並びに運転免許取消処分執行指示書（別記様式第35号）の送付を受けた署長は、速やかに当該処分を執行しなければならない。この場合において40日未満の免許の停止等に係る処分については、停止処分者講習の日を勘案して行うものとする。

（3） 処分書等交付の際の留意事項

ア 出頭者が被処分者の代理人であるときは、委任状の提出を求めること。

イ 運転免許取消し・停止処分書（以下「取消し・停止処分書」という。）の交付は、原則として免許証と引替えに行うこと。

ウ 停止処分に係る免許証の提出を受けた場合は、その有効期限を確認し、当該処分中にこの期限が満了することとなるときは、処分中であっても更新申請を行うよう教示すること。

エ 紛失等の理由により免許証の提出ができない場合であって、処分が取消しであるときは、免許証の提出ができない理由を記した文書の提出を求めた上で、処分を執行するものとし、処分が停止であるときは、免許証の再交付申請を教示し、その交付を待って免許証の提出を受けること。

オ 取消し・停止処分書を交付する際には、取消し・停止処分書の記載内容について記載漏れ又は記載誤りがないかどうか確認すること。

カ 処分をする場合は、あらかじめ口頭で処分理由を告げてから取消し・停止処分書を交付するとともに、同処分書裏面の注意事項を教示すること。

キ 免許の停止等に係る処分をする場合は、停止処分者講習制度について教示すること。

ク 前記カの口頭による告知の際、告知を受けた者から処分理由について誤りがある旨の申立てがあったときは、次により措置するものとする。ただし、当該申立てが署長の執行に係るものである場合には、その内容を執行課又は流山センターに即報し、その指示を受けるものとする。

（ア） 申立が過去の違反行為について、その不存在を理由とするものである場合

a その者が、免許を受けている者であるときは、架空の事実について違反等登録がなされていることはあり得ない旨を説明し、申立の内容に真実性がある場合には、人的同一性の有無を再調査した後に処分書を交付するものとする。

b その者が、免許を受けていない者又は国際運転免許証等を所持する者であるときは、違反照会の結果回答された違反行為が、生年月日、性別、氏名コード、本籍（国籍）、住所等において一致する場合であっても、なお、同名異人の違反行為があることを考慮して、人的同一性の確認をしたのち、処分書等を交付するものとする。

(イ) 申立が、過去に行われた違反行為の発生日又は違反名の誤りに関するものである場合

当該告知を受けた者において違反行為の年月日、違反名等について具体的内容の陳述があり、かつその内容に信頼性が認められる場合に限り、一時、処分書等の交付を見合わせ、当該違反行為に係る行政処分書の送付を受け、事実を再確認した後、処分書等を交付するものとする。

(ウ) 申立が、当該違反行為の刑事処分の不起訴又は無罪等を理由とするものである場合

当該申立の内容に相当の理由があり、違反等登録の内容に事実誤認のおそれが認められる場合に限り、一時、処分書等の交付を見合わせ、改めて事案内容を審査するものとする。

(4) 処分執行中の者に対して新たな処分執行指示書を受領した場合の措置

停止に係る処分を執行中の者に対して新たな処分執行指示書を受領したときは、現に執行中の処分終了後引続いてこれを執行するものとする。ただし、当該処分が40日未満の免許の停止等に係るものである場合は、停止処分者講習の日を勘案して執行するものとする。

(5) 処分の執行報告

前記(2)の規定により処分を執行した署長は、行政処分執行即報（受理）簿（別記様式第36号）により執行当日の午後5時（執務時間外及び休日執行の場合には、翌日の午前10時）までに執行課長又は流山センター長に電話即報すること。即報を受けた執行課長又は流山センター長は、行政処分執行即報（受理）簿によりこれを受理するものとする。

(6) 警察署における執行免許証の保管

前記(1)及び(2)の規定により取消し及び停止に係る行政処分を受けた免許証（以下「執行免許証」という。）の処理については、次に掲げる方法により行うものとする。

ア 警察署において処分を受けた者から執行免許証の提出を受けた場合及び行政処分担当課から執行免許証の送付を受けた場合には、当該免許証を鍵のある保管庫に保管するものとする。この場合、行政処分保管免許証現有数確認簿（別記様式第37号）及び行政処分保管免許証受払簿（別記様式第38号）にその受払い状況を記載して保管数を常に明らかにしておくこと。

イ 取消し処分に係る執行免許証は、執行課に送付すること。

(7) 処分期間満了に伴う免許証の返還

ア 停止処分を受けた者から、免許証の返還を求められた場合は、当該処分に係る処分書及び停止期間短縮通知書の提示を求めて処分執行指示書と対照し、処分期間が終了していることを確認してから免許証を返還すること。この場合において、当該処分執行指示書の所定欄に返還日を記載して受領印を受けること。

イ 返還請求が代理人による場合には、委任状の提出を求め返還すること。

ウ 停止処分者講習を受講したことにより、処分の期間が短縮され、停止処分者講習を終了した日が処分満了日の場合は、当該講習を終了した日に免許証を返還することができる。この場合において、当該処分満了日は運転しない旨を誓約する文書の提出を求めること。

エ 処分期間が満了している場合は、免許証の返還を求められた日が閉庁日であっても、

免許証を返還すること。

(8) 処分の執行ができない場合の措置

前記(1)ア(ア)に係る処分の執行が、次に掲げる理由により実施できない場合は、行政処分執行指示書等返送書(別記様式第39号)により、速やかに当該処分執行指示書等関係書類を行政処分担当課長に返送するものとする。ただし、エについては、処分対象者の申立てを記した「行政処分延期願」の提出を求め、事務処理の経過を明らかにしておくこと。

ア 処分対象者が自署管轄区域以外に転居しているとき。

イ 処分対象者が所在不明のとき。

ウ 処分対象者に対し、文書又は口頭による呼出しを3回実施しても出頭しないとき(居住の有無又は住民登録の有無を確認したときに限る。)

エ 前記(3)ケのいずれかの事由に該当し、再調査の必要があるとき。

7 処分登録等

(1) 処分登録

行政処分担当課長は、行政処分担当課で執行した処分及び前6(5)の規定により執行即報を受理した処分について、できる限り速やかに情報処理センターに処分登録を行うものとする。

(2) 処分猶予に関する登録

ア 処分猶予に関する登録は、行政処分担当課長の決裁を受けた後でなければ行ってはならないものとする。

イ 処分猶予登録が適正に行われるようにするため、当該処分猶予登録に係る処分調査票には、その欄外に「処分猶予」と朱書きし、その部分又は所定の決裁欄に行政処分担当課長の決裁印を押印するようにするものとする。

ウ 処分猶予した場合の通知

処分猶予としたときは、原則として当該運転者に出頭を求め、その者に対してその事実を通知し、再犯防止及び将来の再犯の際の行政処分について争いが生じないようにしておくこと。

(3) 処分手配登録

ア 移送事案に対する処分をした旨の通知

他の都道府県公安委員会に対して処分をした旨の通知を行う場合は、当該処分について処分手配登録をした後、処分書等を送付するものとする。

イ 違反者講習に係る事案

違反者講習通知において所在不明と認めた者に対する登録

ウ その他の事案

前記ア以外の事案の処分手配登録は、おおむね次に掲げる者について行うものとする。

(ア) 1回目の出頭通知において所在不明と認めた者

(イ) 2回目の出頭通知に応じない者

(ウ) その他処分手配登録を必要と認めた者

(4) 処分短縮登録

ア 処分短縮登録は、原則として処分短縮を決定した日に行うものとする。

イ 40日未満の免許の停止等を受けた者に係る処分短縮登録は、当該処分登録の際に併せて行うものとする。

ウ 他の都道府県公安委員会において処分を受けた後に、本県に住居を変更した者から停止処分者講習の申出があったときにおける当該処分短縮登録は、次により行うものとする。

(ア) 講習を申出た者から、処分書等の提出を求めて処分事実を確認すること。

(イ) 住所変更について、免許証記載事項変更届の手続きをとらせること。

(ウ) 当該処分都道府県公安委員会に対して登録に必要な事項を確認し、短縮登録をすること。

(エ) 処分の短縮を決定したときは、前(ウ)によって作成した処分短縮登録票によって短縮登録をすること。

8 その他

(1) 行政処分書の保存

ア 行政処分をした事案の関係書類は、処分年月日順に整理し、次の区分により保存すること。

(ア) 一般違反行為をしたことを理由として処分した事案 8年

(イ) 特定違反行為をしたことを理由として処分した事案 13年

イ 処分決定をしたが、処分書等未交付の事案で、処分手配登録をした事案の関係書類は、処分手配年月日順に整理し、次の区分により保存すること（当該事案について処分書等の交付が行われたものについては、前アにより保管すること。）。

その他の事案の関係書類は、一時、処分決定の順に整理保管すること。

(ア) 一般違反行為を理由として処分を決定した事案 10年3か月

(イ) 特定違反行為を理由として処分を決定した事案 15年3か月

(ウ) 処分猶予とした事案の関係書類は、処分猶予の年月日順に整理し、5年間保存すること。

ウ その他の事案の関係書類は、交通違反及び交通事故の別に次の方法で整理保存すること。

(ア) 交通違反

警察署等の別に当該違反の発生日順に整理し、13年間保存すること。

(イ) 交通事故

発生日順に整理し、13年間保存すること。

(2) 点数制度の広報

ア 取締り警察官は、交通指導取締り又は免許証交付の際に点数制度に関する広報資料等を配布し、また、運転者講習会を利用する等により、点数制度の周知に努めること。

イ 署長等は、取締り警察官に対する指導教養を徹底し、交通指導取締りの際において違反運転者から点数制度に関する質問があった場合においても、適切な応答ができるようにしておくものとする。

なお、交通事故を起こした運転者から当該交通事故の点数について質問があったときは、交通事故の点数は、後日処分書等の交付又は警告通知をもって知らされる旨を教えるものとし取締り警察官において計算した点数を教えることがないようにすること。

(3) 処分を受けている者の無免許運転の防止

ア 署長は、管轄区域内に居住する免許の取消し若しくは拒否又は40日以上免許の停止等を受けた者及び40日未満の免許の停止等を受けた者で停止処分者講習を受けない者に対し、取締り警察官等による計画的な監視、指導を行わせるものとする。

イ 行政処分を受けた者が事業所において自動車等の運転を本務とする運転者であるときは、当該事業所等に対する指導の徹底を期するものとする。

第3 点数制度によらない処分

運転免許の欠格者、身体障害者、危険性帯有者等点数制度によらない行政処分事務については、次により行うものとする。

1 対象事案の発見報告

(1) 欠格容疑者等を発見した警察官は、注意報告、その他の一般報告書により速やかにその状況を署長等に報告しなければならない。

(2) 交通指導取締り及び交通事故の捜査等により危険性帯有事案を認知した取締り警察官は、捜査報告書等により速やかにその事実を署長等に報告しなければならない。

2 処分の上申

(1) 前1の発見報告を受けた署長等は、速やかにその事実を調査し、次により処分の上申をするものとする。

ア 運転免許の欠格容疑者等

運転免許の欠格容疑者等に係る行政処分の上申にあつては、運転適性検査所の臨時適性検査を経てから行うこと。

イ 重大違反唆し等をした者

(ア) 重大違反唆し等をした者に係る行政処分の上申は、点数制度によらない行政処分上申書（別記様式第40号）により行うこと。

(イ) 重大違反唆し等をした者に係る行政処分書の送付は、人身事故票等送付書により行うこと。

ウ 道路外致死傷をした者

(ア) 道路外致死傷をした者に係る行政処分書の上申は、人身・物件事故用行政処分原票により交通情報管理システムを使用して行うこと。

(イ) 道路外致死傷をした者に係る行政処分書の送付は、人身事故票等送付書により行うこと。この場合において、道路における事故と区別して送付すること。

エ 危険性帯有者

(ア) 危険性帯有者に係る行政処分の上申は、点数制度によらない行政処分上申書により行うこと。

(イ) 危険性帯有者に係る行政処分書の送付は、人身事故票等送付書により行うこと。ただし、当該事案が、暴走行為等に係るものである場合は、暴走行為等の認定及び行政処分事務要領の制定について（昭和56年例規（免許・交指）第31号）の定めるところによる。

(2) 関係書類の添付

行政処分の上申書には、事実の証明に必要な捜査報告書、供述調書等の関係書類の写しを添付すること。

(3) 処分量定の方法

ア 欠格容疑者等に係るもの

臨時適性検査の結果を踏まえ審査するものとする。

イ 危険性帯有者に係るもの

行政処分書、特に事実を証明するに必要な関係書類により審査するものとする。

ウ 暫定停止に係るもの

3月を超えない範囲内で、臨時適性検査の結果を踏まえた処分の意思決定が可能となると見込まれる期間とする。

3 処分の執行

(1) 処分執行の方法

ア 精神障害者に対する処分執行は、その障害の程度により親権者、配偶者、親族等の代理人の出頭を求めて執行するものとする。

イ 暫定停止の執行は、法第102条第6項の規定による臨時適性検査を通知する機会に停止処分書を用いて行うものとする。

ウ 暫定停止を執行する際には、弁明通知書を交付して弁明する機会の通知を行うものとする。

エ 暫定停止を受けた者が法第104条の2の3の規定に該当しないことが明らかになったときは、運転免許の効力停止処分解除通知書（別記様式第40号の2）を交付して処分を解除するものとする。

オ 暫定停止期間中に行つた臨時適性検査の結果、免許の取消し又は停止処分に該当する場合は、速やかに当該臨時適性検査の結果に基づく処分を執行するものとする。

カ 法第103条第1項第1号から第2号までの病気に該当することを理由に免許の取消し処分を執行する際には、法第97条の2第1項第5号の規定による免許の再取得時における試験の免除に関する事項について説明するとともに、免許申請前に免許の取得について相談するよう教示するものとする。

キ その他処分執行に関する要領は、点数制度による処分執行の例によることとする。

4 関係書類の整理保存

(1) 運転免許の欠格者に係る行政処分関係記録は、長期保存とすること。

(2) その他の処分事案に係る関係書類は、8年間保存すること。

第4 処分手配者に対する出頭命令及び免許証保管

1 処分手配者登録名簿の整備

(1) 名簿の作成

行政処分担当課において処分手配登録したときは、当該処分手配者について次の事項を記載した行政処分手配者名簿（以下「名簿」という。）を作成し、処分手配者の所在を知った警察官（以下「認知警察官」という。）からの照会に対して正確に回答することができるように必要な整備をしておくものとする。

ア 手配年月日

イ 住所・氏名・年月日

ウ 前回処分以降の違反データ（違反日時・違反場所・違反種別・違反点数）

エ 前歴回数

オ 累積点数

カ 処分種別、処分日数

キ その他参考となる事項

(2) 名簿の引継ぎ

名簿は、執務時間外においても照会に応じることができるようにするため、執務時間終了時に運転免許本部及び流山センターの当直員に引き継ぐものとする。

2 照会の励行

警察職員は、検問、職務質問、交通事故捜査、交通指導取締り、運転免許更新申請の受理時等あらゆる警察活動において各種の照会を実施して、処分手配者の発見に努めなければならない。

3 処分手配者を発見した場合の措置

(1) 認知警察官の措置

ア 現場での措置

(ア) 照会センターへの照会時の確認事項

認知警察官は、照会センターから処分手配者である旨の回答を得たときは、手配年月日、手配番号、手配登録をした都道府県警察（以下「手配県警察」という。）、氏名、生年月日、処分種別及び処分日数を確認すること。

なお、免許証不携帯の場合には、免許証番号を合せて確認すること。

(イ) 手配事実の確認

前(ア)の確認をした認知警察官は、直ちに自己の所属する署長等（以下「認知署長等」という。）に対し処分手配者の手配事実、前歴、累積点数及び出頭日時、場所の照会を依頼し、その回答を待って手配事実を確認の上、出頭日時、場所を指定するものとする。

(ウ) 出頭命令書及び免許証保管証の交付

処分手配者から免許証の提出を受けた場合は、(甲)出頭命令書・免許証保管証（4枚つづり）（別記様式第41号）に出頭日時、場所等の所要事項を記載し、1枚目を処分手配者に交付するものとする。

なお、処分手配者が免許証不携帯等のため免許証の提出を受けられない場合も同様とする。

(エ) 免許証保管証を交付する際の教示

免許証保管証を交付する際には、免許証保管の趣旨のほか、保管証備考欄に記載してある留意事項について教示するものとする。

(オ) 現住所の確認

発見されたときの処分手配者の現住所が、処分手配時の住居と異なっている場合は、処分手配者の住居地を管轄する都道府県警察（以下「住居地県警察」という。）において処分書等の交付を行うこととなるので、現住所及び連絡先の電話番号を確認しておくものとする。

イ 事後措置

(ア) 認知警察官から出頭命令通知書等の関係書類を受領した認知署長等は、執行課長又は流山センター長に即報し、(乙)出頭命令通知書(2枚目)、(丁)出頭命令・免許証保管引継書(4枚目)を、出頭命令通知書・保管免許証送付書(別記様式第42号)とともに執行課長又は流山センター長に逡送で送付するものとする。

なお、処分手配者の居住地又は手配県が他の都道府県の場合は、執行課から該当する都道府県警察の行政処分を担当する課に關係書類を郵送するものとする。

(イ) 認知署長等は、(丙)出頭命令・免許証保管報告書(3枚目)、出頭命令通知書・免許証保管送付書(控)を保管し、送付状況を明らかにしておくものとする。

(2) 認知署長等の措置

ア 手配県への照会等

(ア) 認知警察官から、処分手配者の発見報告及び手配事実等について照会依頼があった場合は、直ちに手配県警察の行政処分を担当する課へ氏名、生年月日、手配事実の有無、手配番号、手配年月日、処分種別、前歴回数及び累積点数等を照会し、手配事実を確認した上、出頭日時、場所及び運転免許証保管の可否等を協議し、その結果を認知警察官に回答するものとする。

(イ) 処分手配者の住居地が手配県警察と異なる場合の手配事実等は、手配県警察の行政処分を担当する課へ照会し、出頭日時、場所等は住居地県警察の行政処分を担当する課へ照会するものとする。

(ウ) 前記(ア)、(イ)の照会及び協議は、認知警察官が直接行うことができるものとする。

イ 関係書類の受領と送付等

(ア) 処分手配者に(甲)出頭命令書・免許証保管証(1枚目)を交付した認知警察官は、(乙)出頭命令通知書(2枚目)、(丙)出頭命令・免許証保管報告書(3枚目)、(丁)出頭命令・免許証保管引継書(4枚目)を、交付日の翌日までに認知署等の担当者に提出するものとする。

(イ) 認知警察官は、(甲)出頭命令書・免許証保管証の表紙の処理状況欄に作成のてん末を記載しておくものとする。

(ウ) 処分手配者が県外居住者の場合は、出頭命令通知引継書(乙)出頭命令通知書(2枚目)、(丁)出頭命令・免許証保管引継書(4枚目)を執行課長又は流山センター長に送付するものとする。

(エ) 認知署長等は、出頭命令報告書、免許証保管報告書、出頭命令通知報告書(出頭命令通知書の3枚目)、出頭命令通知書・免許証保管送付書(控)を保管し、送付状況を明らかにしておくものとする。

(3) 事務処理上の留意事項

ア 更新期間が到来している免許証に係る措置

処分手配者に係る免許証が更新期間内であるときは、免許証保管の措置を講じないものとする。

イ 免許証の保管を拒否する等の処分手配者に対する措置

処分手配者から手配内容について抗弁を受けたときは、違反事項等の詳細を照会した上、説明してもそれに応じない場合は、免許証を保管しないものとする。

なお、この場合において署長等は、(甲)出頭命令書・免許証保管証(4枚つづりの1枚目)の受領を拒否する者の現住所及び連絡先の電話番号を聴取し、書面により執行課長又は流山センター長に報告するものとする。

ウ 交通違反を行った者の免許証の保管

交通違反を行った者が処分手配者であると判明し、法第109条第1項の規定により免許証の保管を行う必要があるときは、同項の規定による免許証の保管を優先して行い、交通切符2枚目の特記事項欄に処分手配者である旨を朱書し、住居地県警察の行政処分を担当する課及び執行課又は流山センターに通報するものとする。この場合、処分手配者が裁判所に出頭したときは、交通違反の事務手続きが終了した時点で、出頭命令及び免許証保管の措置をとるものとする。

(4) 行政処分担当課又は運転免許本部当直及び流山センター当直の措置

ア 出頭日時及び場所等の回答

認知署長等又は認知警察官から、処分手配者の手配事実の照会、出頭日時、場所等についての照会を受けたときは、速やかに回答するものとする。

イ 出頭日時の指定

処分手配者に対する出頭日時の指定は、原則として出頭命令書交付の日から20日以内とするものとする。

ウ 住居地県警察、手配県警察への連絡等

認知署長等から前記(2)イ(ア)の即報を受けたときは、関係書類の送付等について指導するとともに、住居地県警察及び手配県警察の行政処分を担当する課に連絡するものとする。

エ 処分執行の依頼

本県で手配登録した処分手配者が、発見時に他の都道府県に住居地を有している場合は、速やかに住居地県警察の行政処分を担当する課に対し、処分執行を依頼するものとする。

オ 出頭日変更の要求があった場合の対応

出頭命令の措置後、処分手配者から指定された日時より早い日時に出頭したい旨の依頼があった場合には、関係書類の到達に要する期間等を考慮して、出頭日時を指定すること。

カ 処分手配者出頭時の措置

(ア) 処分手配者が出頭命令書により出頭したときは、処分の理由、内容等について口頭で告知した上、処分書等を直接交付して処分執行するものとする。

(イ) (甲) 出頭命令書・免許証保管証は、処分手配者が出頭した時点で受領し、保管免許証については、次の措置を行うこととする。

a 停止処分の場合は、引き続き法第107条第3項の規定により保管し、停止期間満了後に返還請求があった時点で直ちに返還すること。

b 取消しの場合は、法第107条第1項の規定により返還されたものとみなす。ただし、自動車等の運転禁止処分中に本邦から出国する者については、法第107条の5第6項の規定により、国際運転免許証を本人に返還しなければならないので留意すること。この場合、処分期間中に本邦に再上陸する予定の者については、法第107条の5第7項の規定により、再上陸する際に住居地を管轄する公安委員会に国際運転免許証等を再提出しなければならないことを説明して、その旨の誓約書を取っておくこと。

(ウ) 更新時期が到来する処分手配者については、その者が出頭した時点で、取消し処分対象者については直ちに処分を執行し、停止処分対象者については更新手続きが終了後に処分執行するものとする。

4 出頭命令書・免許証保管証の取扱い等

(1) 出頭命令書・免許証保管証の取扱いについて、署長等は取扱責任者(警部補以上の階級にある警察官)を指定し、交番等への配布状況を明らかにするため、出頭命令書・免許証保管証受払簿(別記様式第43号)を備え付けるものとする。

(2) 出頭命令書・免許証保管証に係る適正な運用を期するため、署長等は出頭命令書・免許証保管証の取扱要領等についての指導教養を行うものとする。

第5 行政処分担当課長の相互連絡、協力

行政処分担当課長は、前記第1、3に掲げる処分等の迅速性、的確性の確保を行う上でこの規定に定めるもののほか、相互に連絡、協力を行之、適正な行政処分の執行を確保するものとする。

別表第 1

交通事故の不注意の程度の認定基準

不注意の程度の区分		認定基準
区分内容	区分略号	
交通事故が専ら当該違反行為をした者の不注意によって発生したものである場合	重い	当該違反行為をした者の不注意以外に交通事故の原因となるべき事由がないとき、又は他に交通事故の原因となるべき事由がある場合において、その原因が当該交通事故の未然防止及び被害の拡大の抑止に影響を与える程度のものでないとき。
上欄に規定する場合以外の場合	軽い	当該交通事故が当該違反行為をした者の不注意及びその他の事由の競合によって発生したものである場合であって、交通事故の主たる原因が、当該違反行為をした者の不注意によるものであるとき、又は当該違反行為をした者の不注意とその他の事由が交通事故の原因として等しいものであるとき。
	大	
	小	大以外の場合

備考

- 1 その他の事由とは、当該違反行為をした者以外の者の不注意又はそれ以外の事由をいう。
- 2 主たる原因が当該違反行為をした者の不注意によるものであるときは、当該交通事故発生の直接的原因が、当該違反行為をした者の不注意である場合又は当該交通事故における結果予見及び結果回避の客観的可能性の程度が、明らかに当該違反行為をした者において高いと認められる場合をいう。
- 3 特定違反行為の種別のうち、「運転殺人等又は危険運転致死等」、「運転傷害等（治療期間3月以上又は後遺障害）又は危険運転致傷等（治療期間3月以上又は後遺障害）」、「運転傷害等（治療期間30日以上）又は危険運転致傷等（治療期間30日以上）」、「運転傷害等（治療期間15日以上）又は危険運転致傷等（治療期間15日以上）」又は「運転傷害等（治療期間15日未満又は建造物損壊）及び危険運転致傷等（治療期間15日未満）」については、不注意の程度の区分は「交通事故が専ら当該違反行為をした者の不注意によって発生したものである場合」に該当する。

別表第 2

交通事故に関する登録除外事由

1 交通事故が不可抗力によって起きたものである場合（当該交通事故の際の具体的事情から判断して、結果予見および結果回避の可能性がなく、事故防止の期待可能性がない場合をいう。）
2 違反行為をした者の不注意の程度がきわめて軽微であり、かつ、当該交通事故の際の具体的事情において、その者に結果予見および結果回避を期待することが困難であったと認められる場合（違反行為をし、よって交通事故を起こしたと認められる場合であっても、当該違反行為をした者がその結果を予見することが困難であったと認められる場合であって、かつ、当該違反行為をした者に対し、危険に際しての結果回避行為に出ること、またはその行為に出たとしても結果回避を期待することは困難であったことが認められる場合をいう。）

以下別記様式省略